

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書

後期高齢者医療制度は、国民の激しい怒りを呼び、これも1つの要因となって総選挙の結果、政権交代となった。

この制度は、75歳以上の高齢者を国民健康保険や健康保険から追い出し、囲い込み、①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料を徴収する、②受けられる医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける、③保険料は原則年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、④保険料を払えない人からは原則被保険者証を引き上げるなどというもので、廃止するしかないものである。制度が続けば平成22年4月には2年ごとの保険料引き上げと重なり、さらに矛盾が拡大することになる。

1日も早く老人保健制度に戻すとともに、その際、保険料等の負担増とならないように国の責任において国民健康保険に対する財政措置を取るべきである。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。しかし厚生労働省は、来年度予算の概算要求で後期高齢者医療制度については、保険料の上昇を抑制する措置等について金額を明示しない要求事項として盛り込んだだけで、差し当たり軽減措置を継続し、廃止までは数年かかるとしている。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度を速やかに廃止して老人保健制度に戻すとともに、保険料等の負担増とならないよう、国の責任において国民健康保険に対する財政措置を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

広島県庄原市議会